

本別町の挑戦：未来のまちづくりを支える介護の再構築



第10期介護保険事業計画の策定に向けた研修会（2025.9.30）



未来を見据えた介護保険事業計画の再構築

・人口減少時代を生き抜く 本別町 の概要（2025.8.31現在）

◎人 口 5, 9 0 4 人

◎世帯数 3, 2 7 4 世帯

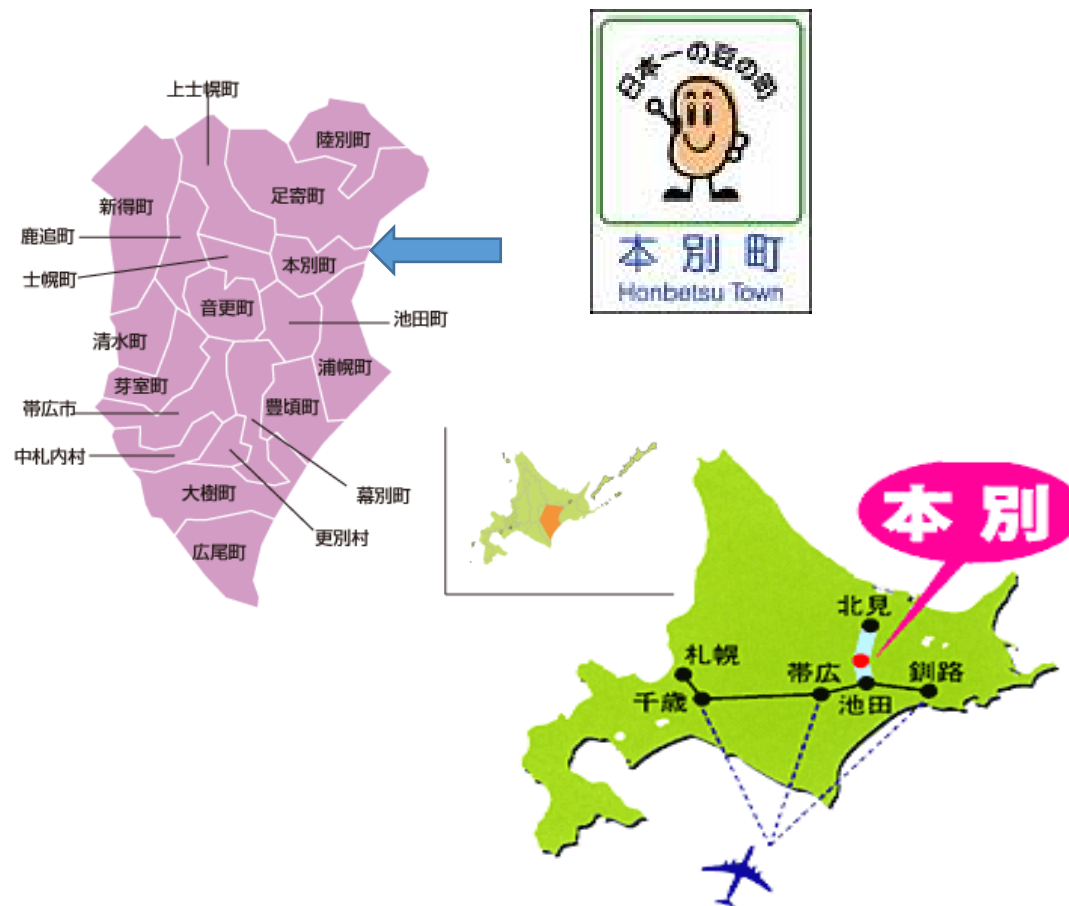
◎高齢者数 2, 5 5 3 人

◎高齢化率 4 3. 2 4 %

◎面積 3 9 2 Km²

（東西 3 1.8 k m 南北 1 6.5 k m）

◎介護保険料 6, 2 8 0 円（第9期基準額）



未来を見据えた介護保険事業計画の再構築

・地域包括医療推進構想の策定（平成8年）

平成12年4月

健康・福祉・医療ゾーン

「**太陽の丘**」オープン

- 国保病院、老人保健施設、
総合ケアセンター、総合運動公園
- 総合ケアセンターの機能
行政：介護保険、高齢者福祉、
障害者福祉、地域包括支援センター
社協：事務部門、ヘルパーステーション、ボランティアセンター



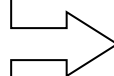
相談からサービス提供まで一体的に対応

未来を見据えた介護保険事業計画の再構築

・健康長寿のまちづくり条例（平成13年3月）

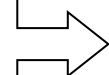
本町で初めて町民主導による条例の設定

参加



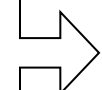
町民と協働したまちづくり

連帯



一万人が家族のまちづくり

自立



受ける福祉から創造性のある福祉へ

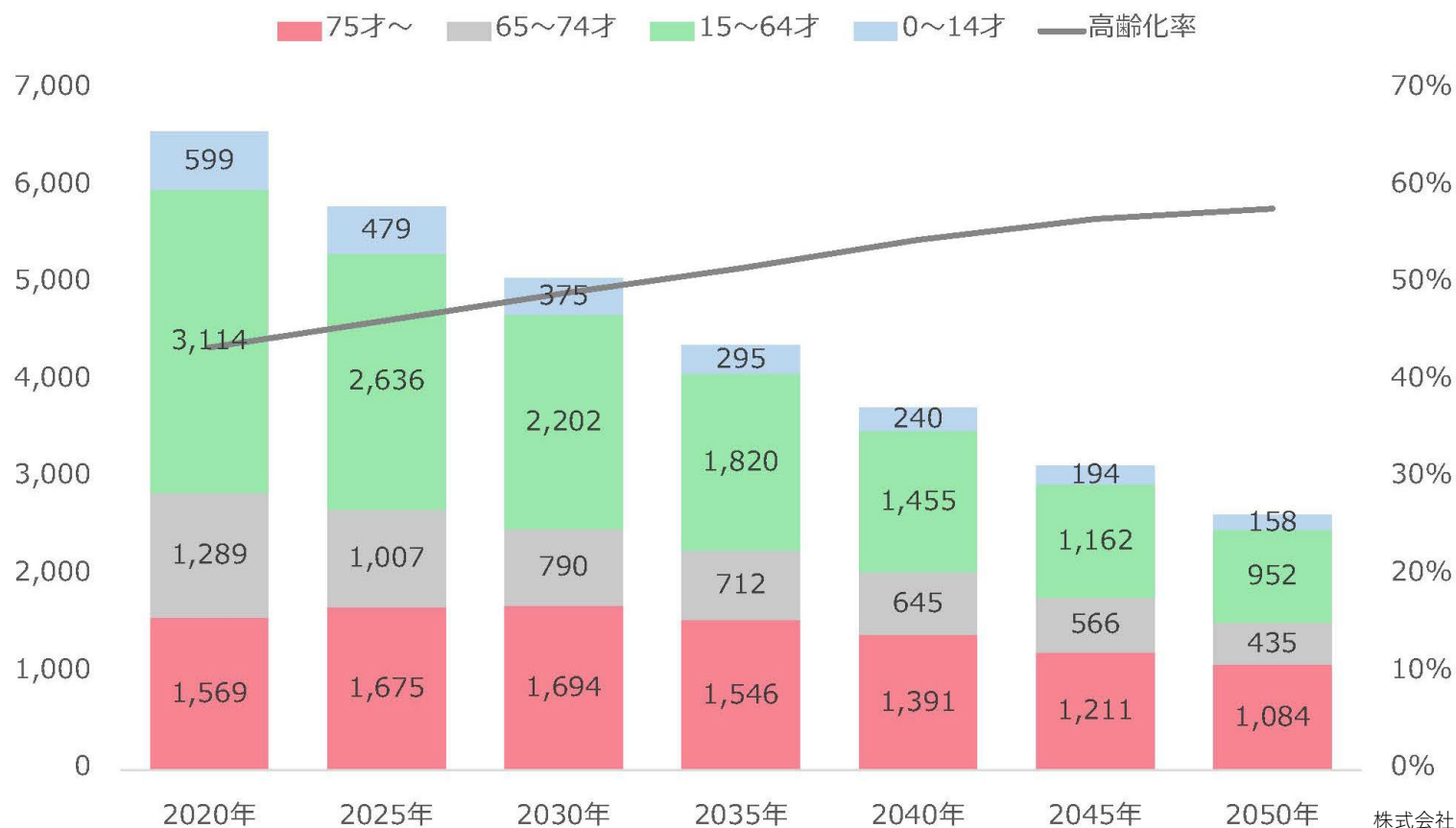
町、介護サービス事業者、町民の責務を明確化

健康長寿のまちづくり会議＝意見反映

本別町が直面した「3つの崖」

- ① 人口減少の崖：総人口、高齢者人口、特に介護の担い手となる生産年齢人口の減少が著しい。

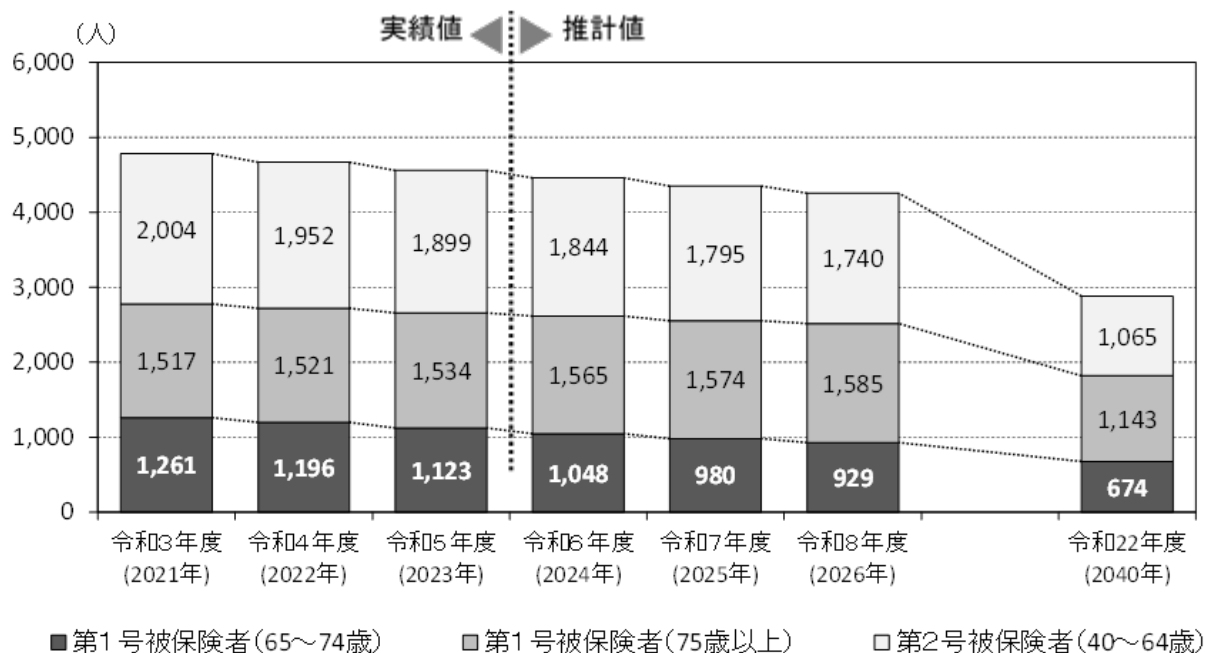
本別町人口、高齢者率 推移



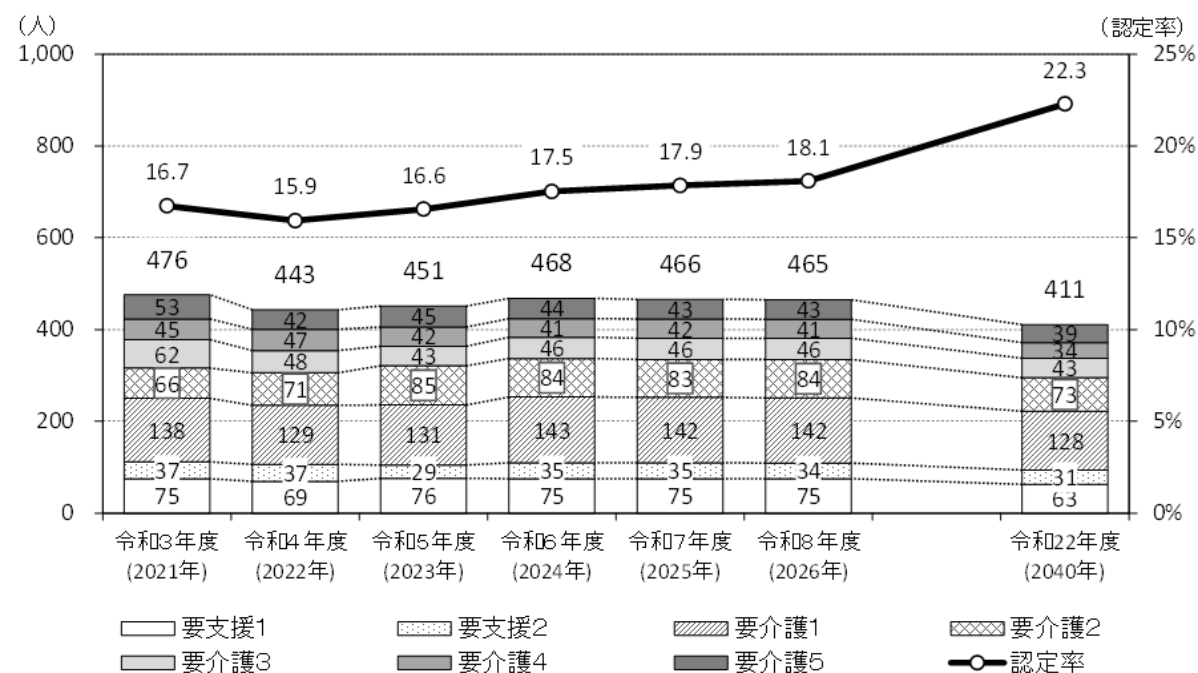
本別町が直面した「3つの崖」

- ② 介護需要の崖：2040年に向けて要介護認定者数が減少していく見込みであり、将来の施設需要は小さくなる。

■ 被保険者数の推移



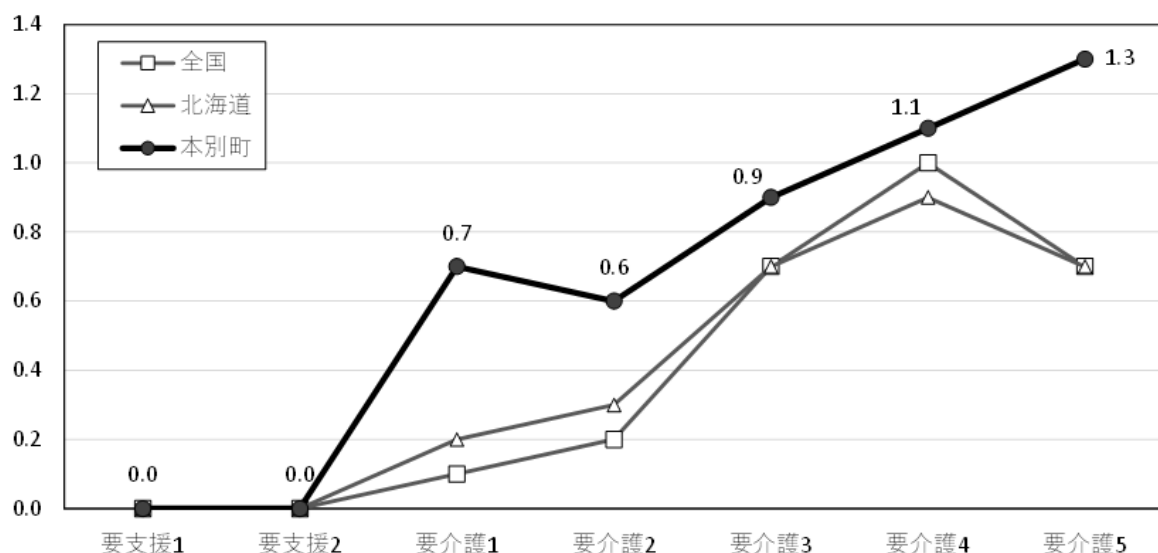
■ 要介護認定者数の推移



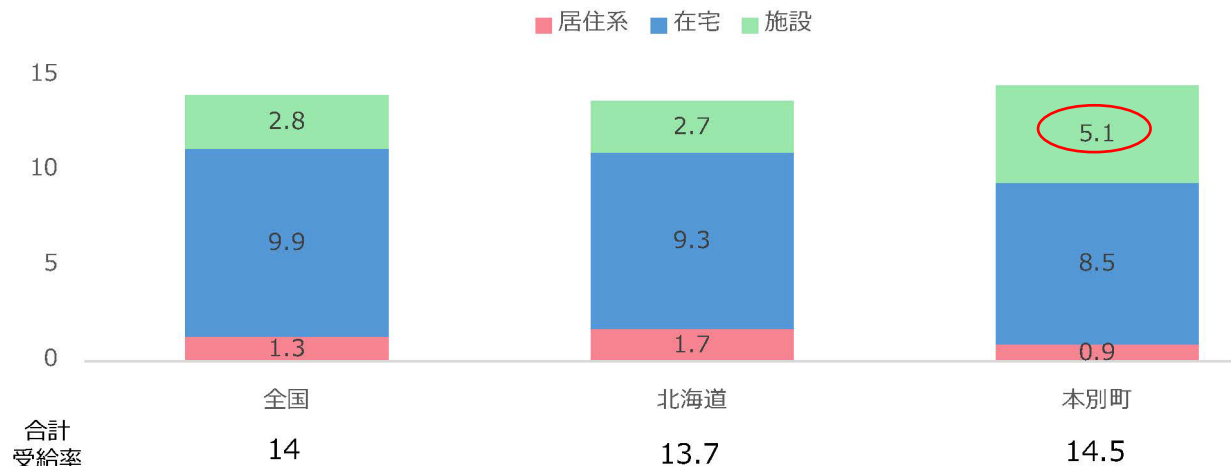
本別町が直面した「3つの崖」

- ③ 財政負担の崖：要介護者数に対して施設の定員数が多く、介護保険料が全国・北海道より高い状況にある。

■ 要介護度別施設サービス受給率（令和4年）



2020年受給率合計比較



株式会社グローバルヘルスコンサルティング・ジャパン提供

本別町が直面した「3つの崖」

- ③ 財政負担の崖：要介護者数に対して施設の定員数が多く、介護保険料が全国・北海道より高い状況にある。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (R4/2月サービス 提供分まで)	令和4年度 (R4/5月サービス 提供分まで)
費用額 (円)	844,884,710	863,532,676	841,940,189	851,023,503	865,782,286	897,310,946	952,567,967	938,468,875	226,122,506
総費用前年比較		102.2%	97.5%	101.1%	101.7%	103.6%	106.2%	98.5%	
費用額 (在宅サービス) (円)	318,786,251	336,494,219	321,927,772	329,110,116	340,706,016	350,020,660	369,457,504	401,440,737	94,195,016
費用額 (居住系サービス) (円)	72,618,059	77,051,447	69,443,307	73,946,197	76,485,860	75,141,420	69,038,020	67,844,720	15,834,820
費用額 (施設サービス) (円)	453,480,400	449,987,010	450,569,110	447,967,190	448,590,410	472,148,866	514,072,443	469,183,418	116,092,670
第1号被保険者1人1月あたり費用額 (円)	24,343.6	24,593.1	23,848.8	24,104.5	24,672.5	25,776.4	27,487.6	27,995.8	27,239.7
1人1月当たり費用前年比較		101.0%	97.0%	101.1%	102.4%	104.5%	106.6%	101.8%	97.3%
第1号被保険者1人1月あたり費用額 (北海道) (円)	21,691.8	21,627.8	21,692.5	21,746.2	21,657.4	22,301.9	22,694.1	23,185.6	23,425.4
第1号被保険者1人1月あたり費用額 (全国) (円)	22,878.0	22,926.6	22,966.8	23,238.3	23,498.7	24,105.9	24,567.0	25,132.1	25,453.3

(出典) 【費用額】平成26年度から令和2年度：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」、令和3年度：「介護保険事業状況報告（月報）」の12か月累計、令和4年度：直近月までの「介護保険事業状況報告（月報）」の累計（※補足給付は費用額に含まれていない）

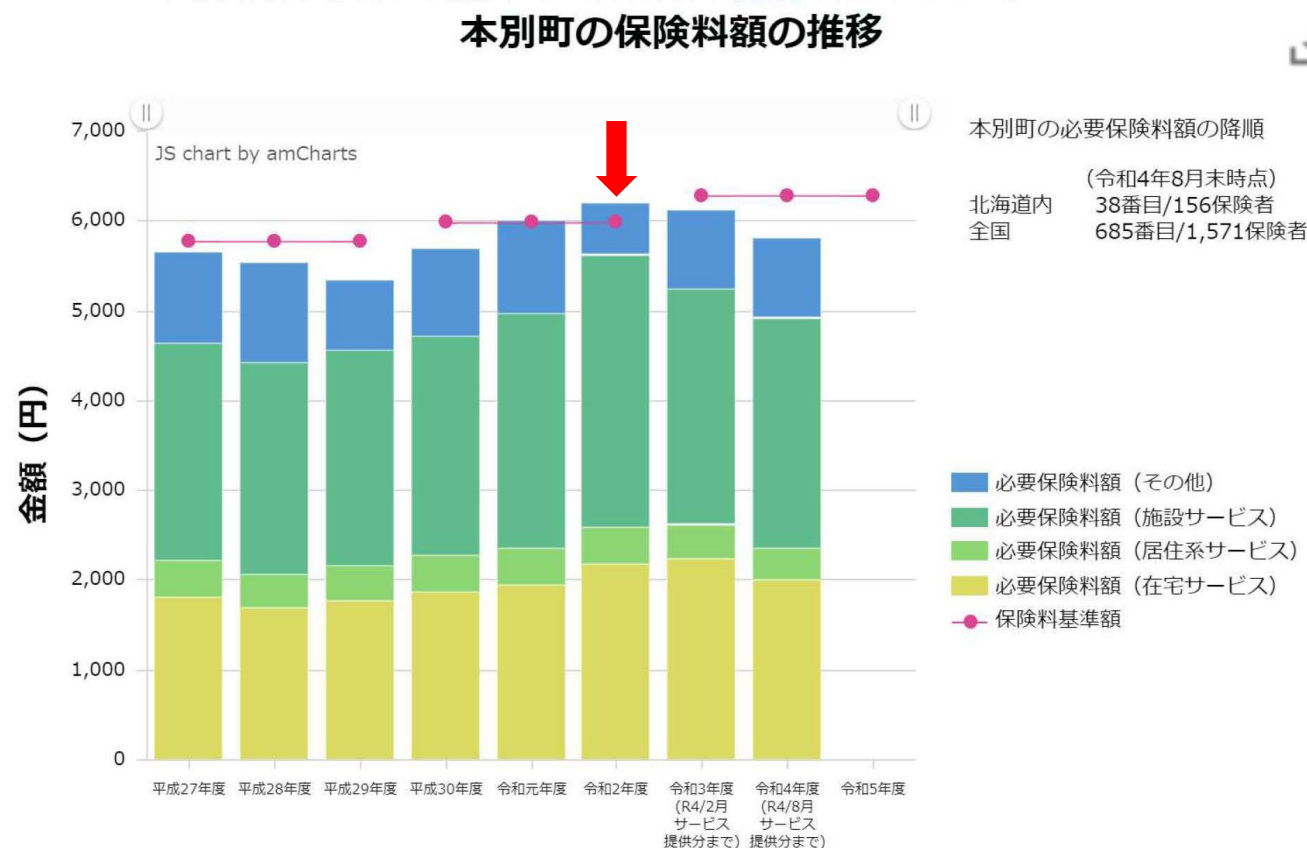
		第6期					第7期		第8期		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (R4/2月 サービス 提供分まで)	令和4年度 (R4/8月 サービス 提供分まで)	令和5年度	
必要保険料額（合計）	（円）	5,670	5,533	5,337	5,696	5,997	6,199	6,129	5,810	← 合計 →	-
	必要保険料額（在宅サービス）	1,817	1,695	1,768	1,868	1,946	2,193	2,249	2,014		-
	必要保険料額（居住系サービス）	413	363	394	416	416	408	379	351		-
	必要保険料額（施設サービス）	2,418	2,363	2,392	2,442	2,607	3,029	2,617	2,560		-
	必要保険料額（その他）	1,022	1,112	783	970	1,028	569	884	885		-
保険料基準額		（円）	5,770	5,770	5,770	5,980	5,980	5,980	6,280	6,280	6,280
保険料基準額（北海道）		（円）	4,898	4,898	4,898	5,617	5,617	5,617	5,693	5,693	5,693
保険料基準額（全国）		（円）	5,405	5,405	5,405	5,869	5,869	5,784	6,014	6,014	6,014

(出典) 【必要保険料額】平成27年度から令和2年度：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」、令和3年度：「介護保険事業状況報告（月報）」の12か月累計および介護保険事業計画に係る保険者からの報告値、令和4年度：直近月までの「介護保険事業状況報告（月報）」の累計および介護保険事業計画に係る保険者からの報告値

【保険料基準額】介護保険事業計画に係る保険者からの報告値

本別町が直面した「3つの崖」

- ③ 財政負担の崖：要介護者数に対して施設の定員数が多く、介護保険料が全国・北海道より高い状況にある。



(出典) 【必要保険料額】平成27年度から令和2年度：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」、令和3年度：「介護保険事業状況報告（月報）」の12か月累計および介護保険事業計画に係る保険者からの報告値、令和4年度：直近月までの「介護保険事業状況報告（月報）」の累計および介護保険事業計画に係る保険者からの報告値
【保険料基準額】介護保険事業計画に係る保険者からの報告値

既存の延長線上に未来はなかった

- ・老朽化した特別養護老人ホーム（特養）の「建て替え」という選択肢を検討。

■第6期計画（抜粋） 平成27年度～

1 住まいの場として特別養護老人ホームの整備

（1）特別養護老人ホームの整備

【事業計画】 **新規**

- 現行の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム：定員50人：町営）の定員を増やさずに、地域密着型介護老人福祉施設（小規模の特別養護老人ホーム）を2か所（2施設の定員合計：49人）整備する方向で検討を進めます。
- 1か所目の整備は、「清流の里」（清流町：小規模多機能型居宅介護事業所）に定員20～29人（2～3ユニット）の地域密着型介護老人福祉施設を併設し、平成29年度に供用を開始する方向で検討を進めます。
- 現行の介護老人福祉施設は、1か所目の施設整備に伴い、平成29年度から2か所目の定員を減員して運営を行います。
- 2か所目の整備は、第7期計画（平成30～32年度）期間中に行い、現行の介護老人福祉施設を解体します。

既存の延長線上に未来はなかった

- しかし、以下の**5つの大きな壁**が立ちはだかった。
- **壁1**：担い手確保の壁 - 新しい施設を建てても、人材確保は困難。

■第7期計画（抜粋） 平成30年度～

3 住まいの場として特別養護老人ホームの整備

（1）特別養護老人ホームの整備《総合ケアセンター》

【事業内容】

- 現行の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム：定員50人：町営）を地域密着型介護老人福祉施設（小規模の特別養護老人ホーム）として定員を増やさずに2か所に分けた整備を行い、1か所目を「清流の里」に併設して定員20人の小規模特別養護老人ホームを整備する計画で社会福祉協議会との協議を進めてきましたが、介護人材不足などにより平成29年度中の開設は困難な状況となりました。
- 第7期計画期間中は新たな人材確保施策を中心に推進し、第8期に小規模特別養護老人ホームを整備する方向で協議を進めます。

既存の延長線上に未来はなかった

- しかし、以下の**5つの大きな壁**が立ちはだかった。
- **壁2**：需要の変化の壁 - 特養の待機者は大幅に減少している。
- **壁3**：供給過剰の壁 - 周辺市町村でも特養が整備され、将来的に供給過剰となる可能性。
- **壁4**：財政の壁 - 建て替えには数十億円が必要となり、財政を圧迫する。

■第8期計画（抜粋） 令和3年度～

3 住まいの場としての特別養護老人ホームの整備

（1）特別養護老人ホームのあり方検討《総合ケアセンター》

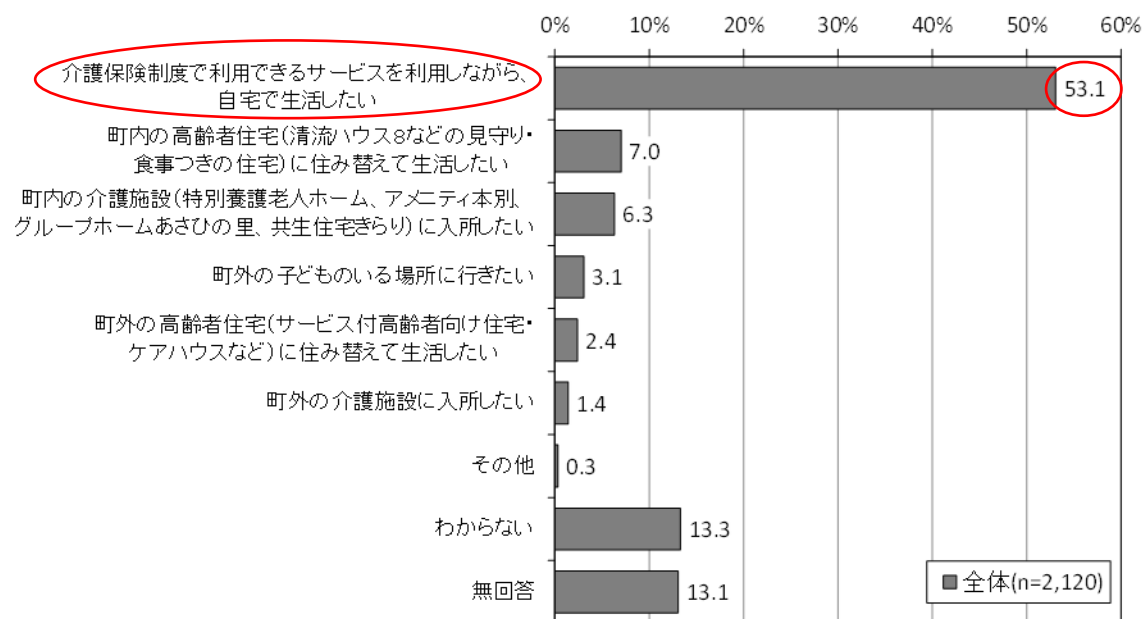
【事業内容】

第7期計画期間中に新たな人材確保施策を中心に推進し、第8期に小規模特別養護老人ホームを整備する方向で協議を進めてきましたが、介護保険制度など社会環境・情勢の変化や町内における施設入所状況等の変化、財政的事項の変化などを鑑みて、特別養護老人ホームのあり方について改めて検討を行います。

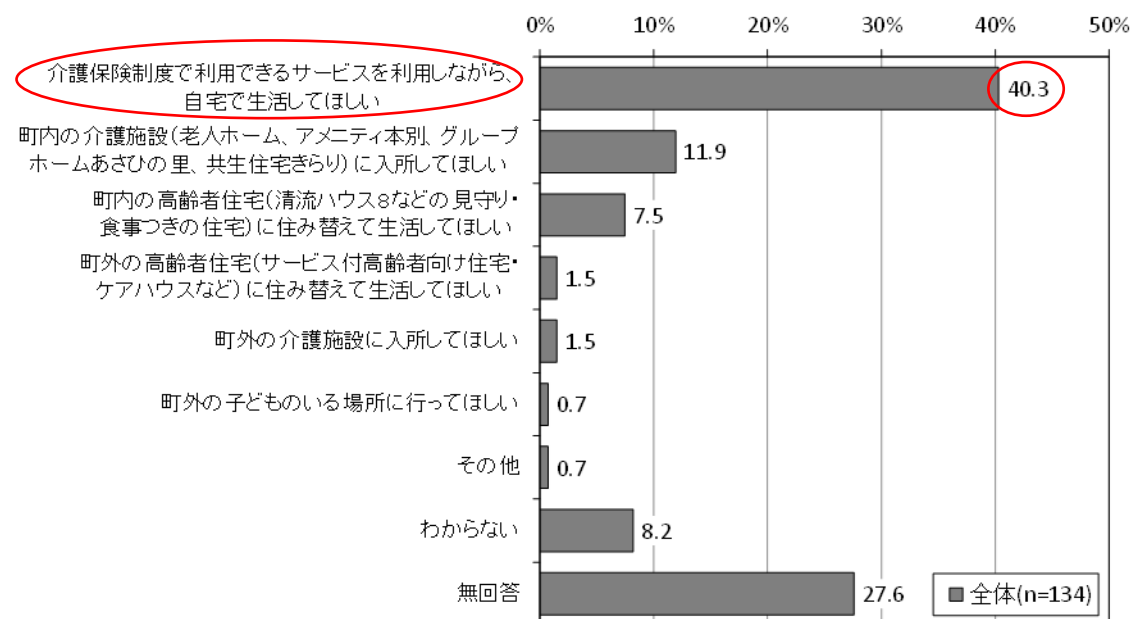
既存の延長線上に未来はなかった

- しかし、以下の5つの大きな壁が立ちはだかった。
- 壁5**：住民の願いの壁 - 「自宅で生活したい」という住民の希望が多数を占める。

■ 将来必要となった場合の希望する介護（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）



■ 今後希望する介護（在宅介護実態調査）



町民と歩んだ「英断」の道

- ・ トップダウンではなく、町民参加型の検討プロセス。
- ・ 幅広い世代の住民や経営者を交えた審議会、住民会議を複数回開催。
- ・ 介護と接点のない若い世代の意見も聴取。

①本別町健康長寿のまちづくり会議（平成13年3月設置）

【メンバー構成】

- ・ 町民（一般公募）
- ・ 保健福祉関係者（学識又は経験を有する者を含む）
- ・ 介護サービス事業者
- ・ その他会議の目的に必要な者 以上25名以内で構成

②本別町介護施設等整備検討経営者委員会（令和3年11月設置）

【メンバー構成】

- ・ 町内の介護サービス事業者（経営に関わる立場にある方）、町国保病院

③本別町介護施設等検討ワーキンググループ（令和3年12月設置）

【選考方法及びメンバー構成】

- ・ 年齢階層別に無作為抽出した20代～70代の男女各10名（120名）に案内し応募があった10名
- ・ 健康長寿のまちづくり委員からの参加 12名 以上20代から70代の男女22名で構成

町民と歩んだ「英断」の道

- ・対話を重ねる中で、「既存施設を活用すべき」という方針が定まった。

①本別町健康長寿のまちづくり会議（計13回）

令和3年度 6月3日、10月19日、11月29日、3月30日

令和4年度 6月24日、9月22日、1月23日、3月29日

令和5年度 6月23日、10月27日、12月22日、2月29日

令和6年度 5月27日

②本別町介護施設等整備検討経営者委員会（計8回※ヒアリング、研修を除く）

令和3年度 11月25日

令和4年度 6月13日、7月～8月（各事業所ヒアリング）、1月24日

令和5年度 5月12日、11月28日、1月19日（報酬改定に係る研修）、2月27日

令和6年度 4月23日、5月23日

③本別町介護施設等検討ワーキンググループ（計11回※資料送付のみを除く）

令和3年度 12月22日、1月27日（資料送付のみ）

令和4年度 5月17日、6月20日、7月25日、12月20日、3月2日

令和5年度 5月12日、9月15日、2月27日

令和6年度 4月23日、5月22日

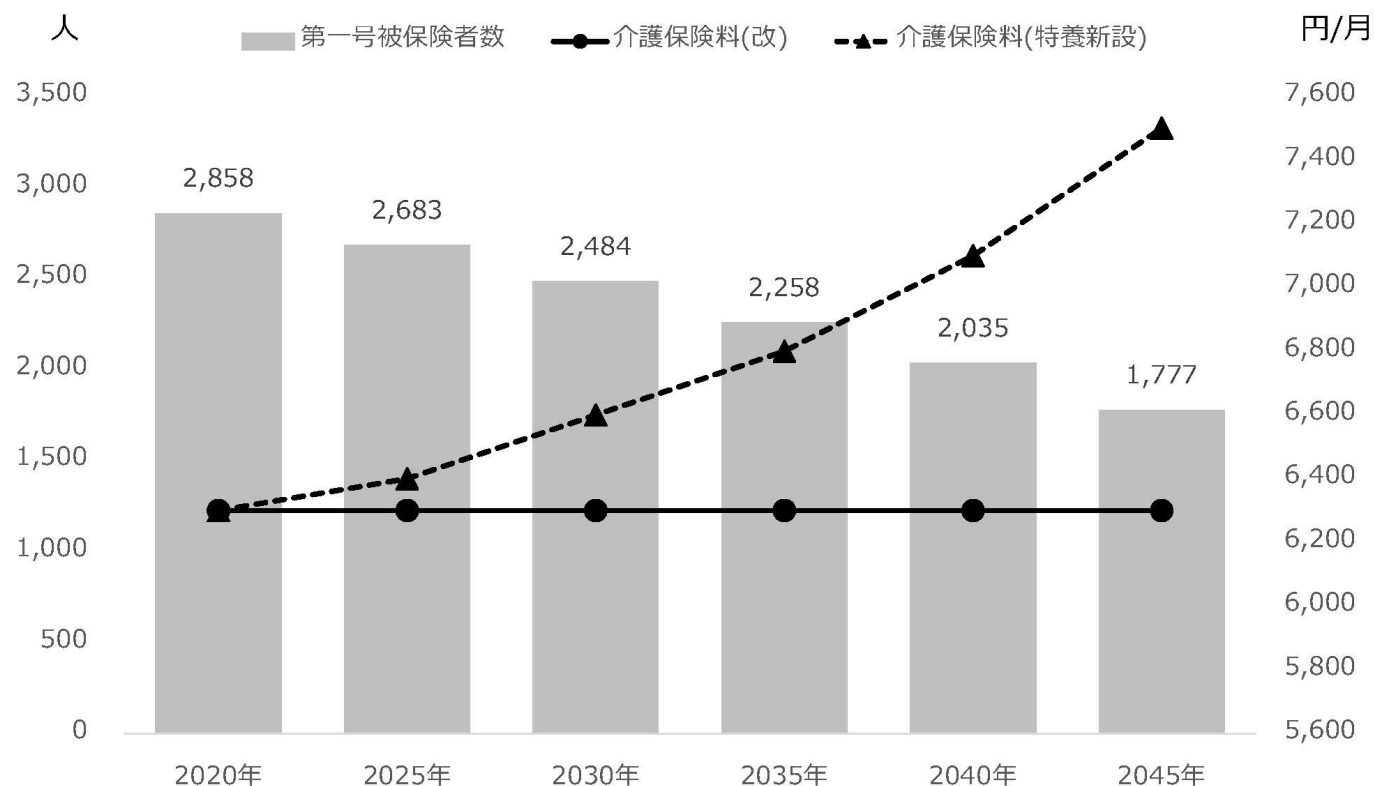
町民と歩んだ「英断」の道

- 対話を重ねる中で、「既存施設を活用すべき」という方針が定まった。



特養をなくす判断＝施設ベッド数を削減し、在宅サービスで支える
⇒介護保険費用を増やさず、**サステイナブル**な地域づくりにつなげる

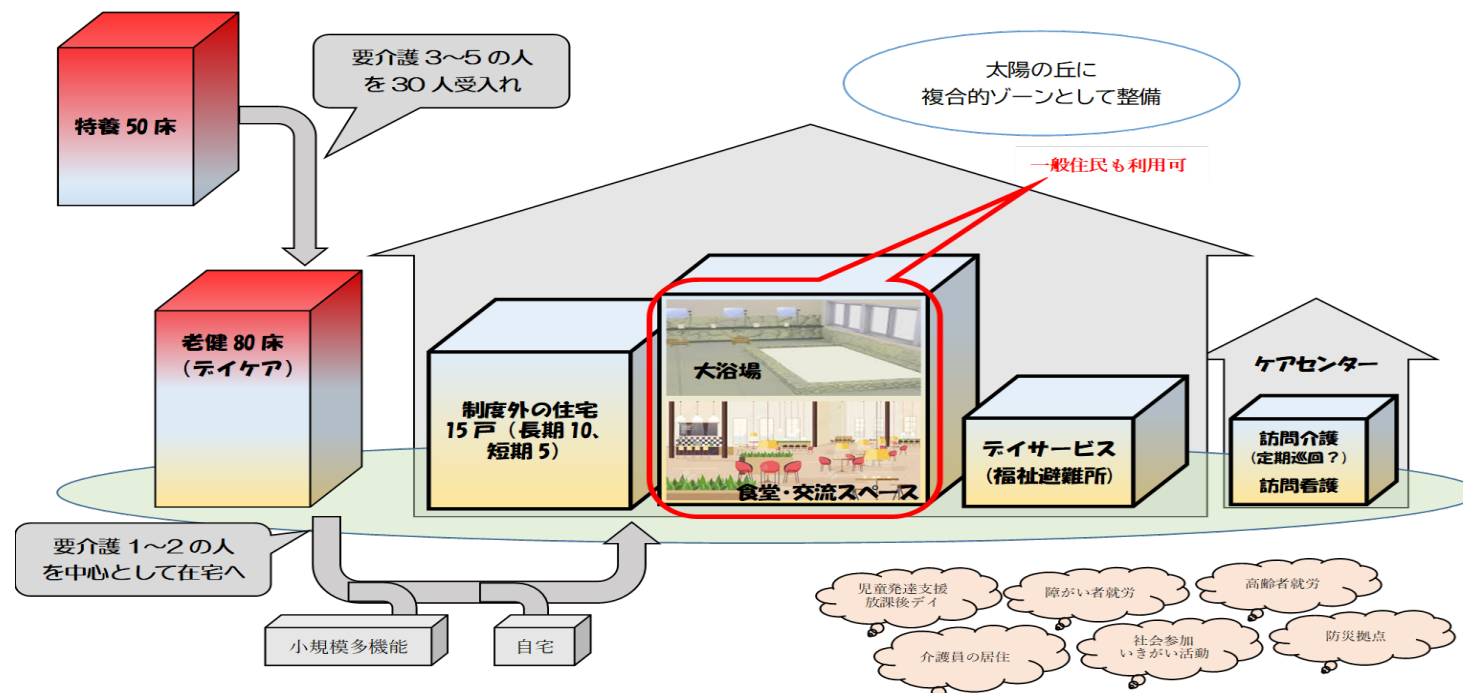
本別町 第一号被保険者数、1人あたり介護保険料



未来のまちづくりを支える新たなプラットフォーム

- コンセプト: 「施設中心」から「地域全体」で支える体制へ。
- 取り組み:
 - 特養の閉鎖と老健の機能複合化: 特養を閉鎖し、老朽化していない介護老人保健施設（老健）80床のうち30床を改修。老健で特養相当の入所者を受け入れる体制へ。
 - 在宅支援の拠点化: 老健の隣接地に、一人暮らしの高齢者向け居住サポート住宅や、多問題を抱える方向けの住まいを整備。
 - 地域交流機能の追加: 温浴施設や福祉避難所（平時はデイサービス）を併設。

(イメージ)



未来のまちづくりを支える新たなプラットフォーム

- コンセプト: 「施設中心」から「地域全体」で支える体制へ。



未来のまちづくりを支える新たなプラットフォーム

- コンセプト: 「施設中心」 から 「地域全体」 で支える体制へ。

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）等の一部を改正する法律（R6.5.30成立、R6.6.5公布）

2. 居住支援法人等が入居中サポートを行う賃貸住宅の供給促進【住宅セーフティネット法】

居住支援法人等が大家と連携し、

① 日常の安否確認・見守り

② 生活・心身の状況が不安定化したときの福祉サービスへのつなぎを行う住宅（居住サポート住宅）を創設

＜改正前＞セーフティネット登録住宅（H29創設）

「大家が拒まないこと」、「その物件情報を公表すること」で要配慮者に住宅を供給



＜改正後＞居住サポート住宅を創設

「居住支援法人等※がサポートを行うこと」で要配慮者に住宅を供給

※サポートを行う者は、居住支援法人以外も可能

① ICT等による安否確認



連携

大家

① 訪問等による見守り



居住支援法人等

要配慮者の生活や心身の状況が不安定になったとき

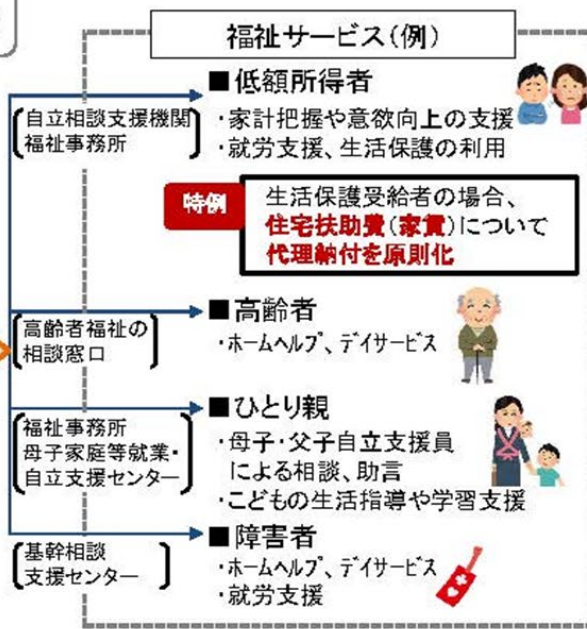


要配慮者



居住支援法人等

② 福祉サービスにつなぐ



※福祉の専門的な支援を必要とする場合は、要配慮者の特性に応じて福祉サービスを実施する関係機関につなぐ

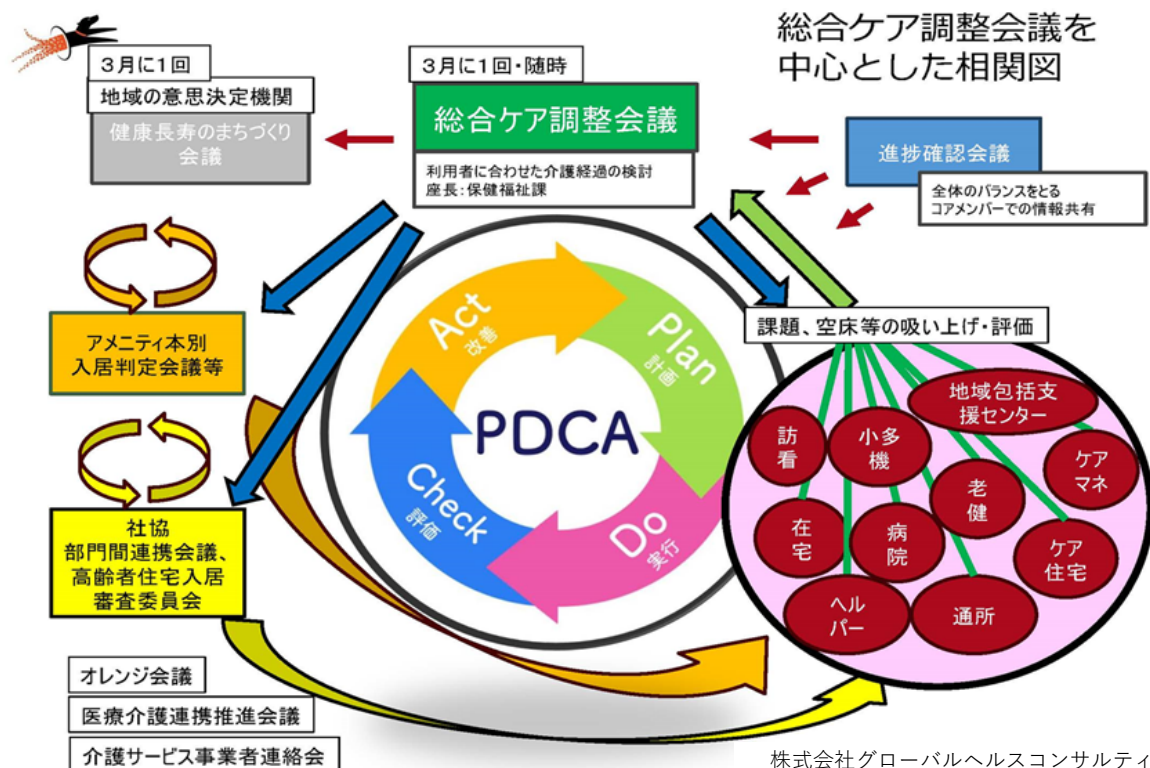
・市区町村長（福祉事務所設置）等が国土交通省・厚生労働省の共同省令に基づき認定
・改修費等の補助により供給を促進（令和6年度予算）

特例

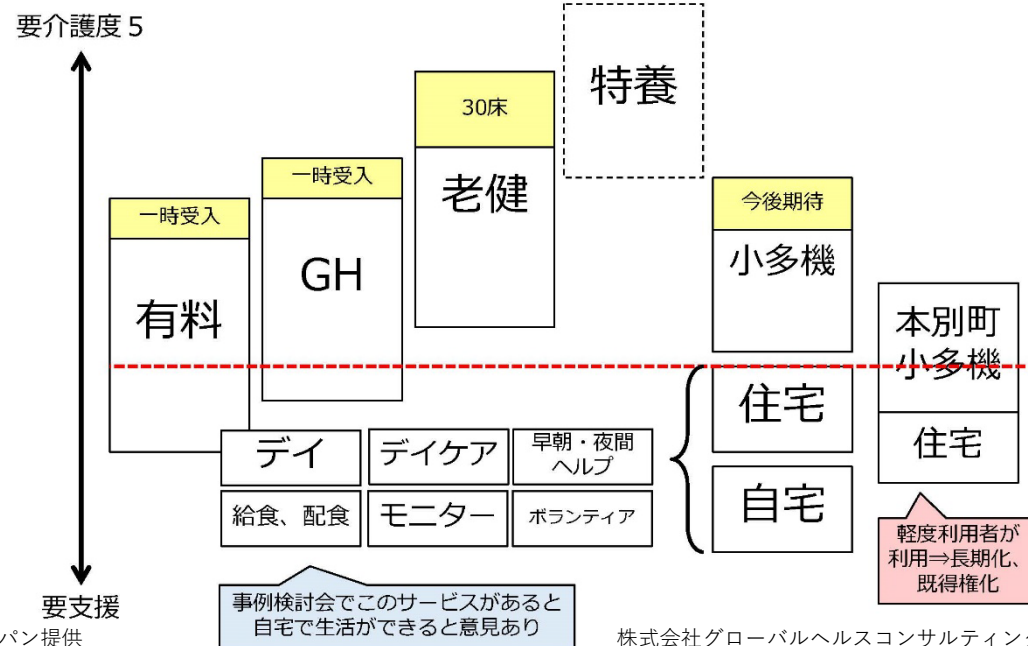
入居する要配慮者については認定保証業者（1.参照）が家賃債務保証を原則引受け

未来のまちづくりを支える新たなプラットフォーム

- コンセプト: 「施設中心」から「地域全体」で支える体制へ。
- 取り組み:
 - 地域を繋ぐ仕組み: 地域全体を支える「プラットフォーム」として機能するよう、総合ケアセンター、医療機関、介護サービス事業者など多職種が連携する「総合ケア調整会議」を軸とした仕組みを構築。
 - 研修会の実施: 地域で在宅復帰を支える視点を共有するため多職種向け研修会を定期的に行う。これにより、各機関が個々に動くのではなく、PDCAサイクルを回しながら、有機的に連携。



各事業所の役割 ⇒現在、空床があれば、判定基準を下げて入れている
⇒特養廃止で施設ベッド数減少し、**本来の役割**に戻していく



本別町の挑戦から得られる教訓

- **教訓1：住民参加型プロセスの重要性**

- 住民の声を聴くことで、表面的な課題解決ではない、真に必要とされる解にたどり着ける。

- **教訓2：施設ありきではない発想の転換**

- 需要の変化や財政課題を踏まえ、既存の枠組みにとられない柔軟な発想が求められる。

- **教訓3：複合的な視点での課題解決**

- 介護、財政、まちづくりを一体で捉えることで、持続可能なモデルを創出できる。

ご清聴ありがとうございました

